

東京都の廃棄物埋立処分場における猫に関するQ & A

Q 1

埋立処分場に猫はどれくらいいるのですか。

(A 1)

正確な生息数については確認できていませんが、動物保護の関係団体では、令和7年3月から7月中旬までの間に、埋立処分場内で11回の保護活動を行い、計33匹の猫を保護しています。

Q 2

都は、処分場内に生息する猫について、放置したままでよいのですか。動物保護団体やボランティア任せにしているのですか。

(A 2)

都は、関係団体やボランティアの方々など、多くの皆様と力を合わせ、飼い主への啓発や地域の飼い主のいない猫対策、保護された動物の譲渡などに取り組み、2018年から、動物の殺処分ゼロを継続しています。

埋立管理事務所では、飼い主のいない猫の保護活動を行う関係団体からの要望に基づき、本年3月以降、埋立処分場内で安全に保護活動を行っていただけるよう対応しています。

Q 3

廃棄物の埋立処分場内は、どのような環境にあるのですか。

(A 3)

埋立処分場は、廃棄物を運ぶ車両や、大型の埋め立て機材が稼働する危険な区域であることなどから、原則、職員以外の立入を禁止しているエリアです。

このため、都は、埋立作業の休止日である日曜日に時間を区切った上で、関係団体が安全に猫の保護活動を行っていただけるよう対応しています。

Q 4

行動監視用のカメラを設置することは認められないのですか。

(A 4)

運搬用車両や稼働する機材との接触など、施設管理の支障となる可能性があるほか、カメラに内蔵するリチウムイオン電池の発火等の恐れもあることから、無許可での設置は認めていません。

Q 5

都は、施設管理者の責任として、猫の保護を行わないのですか。

(A 5)

都は、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならないとする動物愛護管理法の基本原則を踏まえ、埋立処分場内の猫の保護について、関係団体等と連携して取り組んでいます。